

福井県長期優良住宅建築等計画等の認定等に関する要綱

平成21年5月24日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）に基づき福井県知事（以下「知事」という。）が行う長期優良住宅建築等計画または長期優良住宅維持保全計画の認定の申請および審査等に関し必要な事項を定める。

(認定基準)

第2条 法第6条第1項第3号に規定する良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持および向上に配慮されたものであることを判断するための基準は、次のとおりとする。

一 申請する住宅の位置が次に掲げる計画の地域に定められている場合は、当該計画に適合するものであること。

イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項に規定する地区計画等

ロ 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画

二 次に掲げる区域内に住宅を建築するものでないこと。ただし、当該区域内であっても、再開発事業の施行区域内の施設建築物である住宅、区画整理地内の除却が不要な住宅および住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第6条に規定する基本計画に適合する住宅等、長期にわたる立地が想定されることが許可等により判明している場合はこの限りでない。

イ 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域

ロ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域

ハ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域

ニ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域

ホ 住宅地区改良法第8条第1項の告示があった日後における同法第2条第3項に規定する改良地区

三 良好な景観の形成に関して、周辺環境に応じて景観の配慮に努めること。

2 法第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生の防止または軽減に配慮されたものであることを判断するための基準は、次のとおりとする。申請する住宅の位置が次に掲げる区域内でないこと。ただし、区域の指定解除がされることが決定している場合または近い将来解除されること等が確実と見込まれる場合はこの限りでない。

一 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域

二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

(軽微な変更の届出)

第3条 認定計画実施者は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第7条の規定に基づく軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（様式第1号）を知事に届け出ることができる。

(申請の取下げ)

第4条 申請者は、法第5条第1項から第7項まで、法第8条第1項もしくは法第9条第1項もしくは第3項に規定する認定または法第10条に規定する承認の申請を取り下げるときは、取下届（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(建築または維持保全の取りやめ)

第5条 認定計画実施者は、法第14条第1項第2号の規定に基づき認定長期優良住宅建築等計画または認定長期優良住宅維持保全計画に基づく住宅の建築または認定長期優良住宅建築等計画もしくは長期優良住宅維持保全計画に基づく維持保全を取りやめるときは、申出書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(完了の報告等)

第6条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したときは、速やかに報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 認定計画実施者は、法第12条の規定に基づき知事が認定長期優良住宅の建築または維持保全の状況について報告を求めるときは、報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第7条 知事は、法第6条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画または長期優良住宅維持保全計画の認定、法第8条第1項の規定による認定を受けた長期優良住宅建築等計画または長期優良住宅維持保全計画の変更の認定または法第9条第1項および第3項の規定による譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定をしない場合は、認定しない旨の通知書（様式第6号）を申請者に通知するものとする。

(承認しない旨の通知)

第8条 知事は、法第10条の規定による地位の承継の承認の申請に係る承認をしない場合は、承認しない旨の通知書（様式第7号）を申請者に通知するものとする。

(改善命令)

第9条 知事は、法第13条第1項および第2項の規定による改善に必要な措置を命ずるときは、

改善命令書（様式第8号）を認定計画実施者に通知するものとする。

（計画の認定の取消し）

第10条 知事は、法第14条第1項の規定による計画の認定を取り消したときは、認定取消通知書（様式第9号）を認定計画実施者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。